

## 平成29年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成29年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「121,023,000m<sup>3</sup>」を「117,732,000m<sup>3</sup>」に、同条第2号中「331,570m<sup>3</sup>」を「322,553m<sup>3</sup>」に、同条第4号中「2,808,587千円」を「2,636,489千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	17,518,351千円		△ 70,515千円	17,447,836千円
第1項 営業収益	7,758,226千円		△ 288,085千円	7,470,141千円
第2項 営業外収益	9,760,045千円		70,396千円	9,830,441千円
第3項 特別利益	80千円		147,174千円	147,254千円
	支			
第1項 営業費用	17,423,163千円		△ 78,033千円	17,345,130千円
第2項 営業外費用	554,347千円		47,866千円	602,213千円
第3項 特別損失	147,042千円		16,851千円	163,893千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「2,268,019千円」を「2,398,259千円」に、「961,339千円」を「604,394千円」に、「1,209,527千円」を「372,689千円」に、「60,745千円」を「43,790千円」に、「及び減債積立金36,408千円」を「減債積立金1,183,168千円及び基金積立金194,218千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	3,698,286千円		△ 240,793千円	3,457,493千円
第1項 国庫補助金	1,487,195千円		△ 80,773千円	1,406,422千円
第2項 企業債	1,480,400千円		36,900千円	1,517,300千円
第3項 負担金	574,401千円		△ 57,150千円	517,251千円
第5項 関連事業収入	156,210千円		△ 139,770千円	16,440千円
	支			
第1款 資本的支出	5,966,305千円		△ 110,553千円	5,855,752千円
第1項 建設改良費	2,808,587千円		△ 172,098千円	2,636,489千円
第2項 資産購入費	48,438千円		△ 5,778千円	42,660千円
第3項 償還金	2,875,950千円		28,719千円	2,904,669千円

第4項 基金積立金	233,330千円	38,505千円	271,835千円
第5項 補助金返還金	－千円	99千円	99千円
(企業債の補正)			

第5条 予算第6条中限度額「1,480,400千円」を「1,517,300千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条中「508,487千円」を「501,303千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「1,975,661千円」を「1,888,140千円」に改める。